

(配布先)
支店長・副支店長
施工担当部署長・建設所長
副部長・副所長・統括工事長
安全長・安全主任
工事長・工事主任
関西支店取引業者災害防止協議会

事務連絡(安-2023-14)
令和5年7月12日

関西支店 安全環境部長

高所作業車を使用する際のルールについて（指示）

先月、当社作業所で、高所作業車を使用して区画貫通処理を行おうとした電気工事工が、安全帯を掛けた配管吊の全ネジを手がかりとしてケーブルラック上に乗り移ろうとした際、当該全ネジが根本から外れ、バランスを崩して約5m墜落し両足を骨折する休業災害が発生しました。（別紙参照）

区画貫通処理作業場所の下部にスロープがあり、高所作業車を作業場所まで近づけることができなかったため、高所作業車上から区画の一部に手が届かず、ケーブルラック上に乗らなければ作業ができないと判断し、安易にケーブルラックに乗り移ろうとしたことが原因です。

所轄労基署は、高所作業車からケーブルラックに乗り移った行為を、高所作業車を昇降設備として使用したとみなし、事業者に対して、安衛則第194条の17（主たる用途以外の使用の制限）違反で是正勧告書を発行しています。

つきましては、高所作業車の用途外使用による災害の再発防止を図るため、新たに下記のルールを定めましたので、関係者に周知徹底するよう指示します。

記

1. 高所作業車の使用用途は、作業床上での工事、点検、補修等の作業に限定し、例えば、乗り移る作業、作業台からはみ出た型枠等の材料を荷上げする作業等は、用途外使用となるため原則禁止とする
2. やむを得ず高所作業車から乗り移る作業については事前届出制とし、作業実施時には監視員を配置し、安全帯100%使用（強度的に十分な安全帯取付設備の事前計画・確認を含む）を徹底する

※この事務連絡は、示達本(安環安)23-03（令和5年7月7日）安全環境本部発行に基づき作成しました。

以 上

(別紙)

(墜落)高所作業車から電気ラックに移り移る際に墜落

◇発生日時:2023年6月13日(火)午後7:15分頃

◇被災者:電気工事工45歳(所属2次)経験12年



【発生状況】

高所作業車を使用し、高さ約5mの作業位置で区画貫通処理作業中、配管吊の全ネジに安全帯を掛けた上で、安全帯を掛けた全ネジを手がかりとして電気ラックに移り移ろうとした際、安全帯及び手を掛けていた寸切りボルトが根本から外れ、バランスを崩して墜落した。(右足立法骨骨折、左脛骨高原骨折)(休業見込日数60日)